Japanese Coalition Against Military Research in Academia

軍学共同反対連絡会

News Letter

2025.04.06

NO. 101

軍学共同反対連絡会ホームページ http://no-military-research.jp

2025 年度

安全保障技術研究推進制度の公募要領をめぐって

井原 聰

はじめに

2025 年度の安全保障技術研究推進制度(以下、 推進制度) の公募が始まった。これまでも応募者 を増やそうと公募要領にはそれとなく工夫が凝ら されてきた。それを毎年、厳しくチェックしてき たのが池内了さんである。そのたびに防衛装備庁 は文言を変化させてきた節がある。例えば昨年二 ュースレター86 号で池内さんは「今回新たに加わ ったのが『研究実施者自身による利用に制約はあ りません。ただし、移転または専用実施権の設定 等をしようとする際は、あらかじめ官の承認を受 ける必要があります』という文章の『官の承認』と の目新しい文言があるのだが、知的財産権の帰属 と使用については『官』の介入を示唆していると 言えそうだ」という指摘に、内容は変わらないが この部分が本年は「あらかじめ防衛装備庁の承認」 と変更されている(下線は筆者)。

池内さんの後を買って出たのだが、採択課題決定については毎年追いかけてきたのだが、公募要領の方はかなり勝手が違う。彼のように鋭くしなやかな眼力を持ち合わせない筆者には、別の切り口でこの公募要領批判をしようと考えた。

1. スタートアップ企業、大学・国立研究機関の研究者を誘う

ところで、昨年度、委託事業 (104 億円) が SBIR 制度^{計1)} 対象となったが、本年度からは補助事業 (10 億円) が加わった。委託事業は従来通り大学、

国立研究開発法人、民間企業等を対象に研究を公募し、SBIR 制度の指定補助金等に指定されたので、技術系スタートアップ企業の応募を期待するという。応募が増加し始めたベンチャー企業、スタートアップ企業、なかでも大学発のスタートアップ企業への誘いが強化されたとみられる。

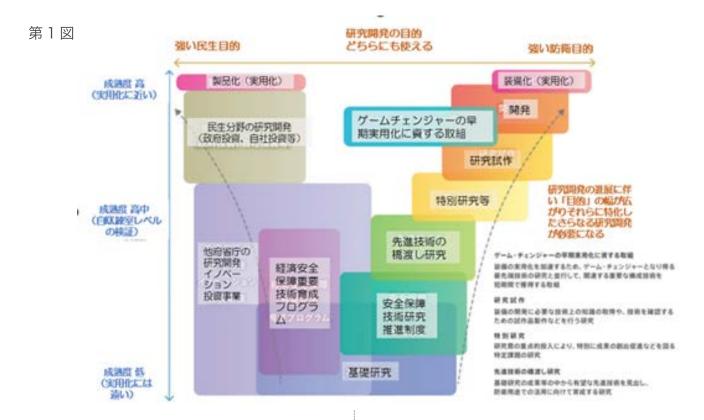
新設された補助事業では「大学、国立研究開発 法人等に所属の研究者を対象に研究を公募」し民 間企業のグループは応募不可で、補助事業で取得 した資産は、補助事業の完了後においても、補助 事業の目的に従って、利用することができるとい う。研究テーマの制約はあるとしても科研費並み の補助事業を大学、国立研究機関に防衛装備庁が なげかけたのである。大学、国立研究機関の研究 者に応募しやすい方式で研究者を吸引しようとす るものといえる。

2. 軍事分野を展望する目的的基礎研究

ところでこの制度の目的は「先進的な基礎研究を公募」することで、特に「革新性を有するアイディアに基づき、科学技術領域の限界を広げるような基礎研究を求めます」として「革新的・萌芽的な技術を発掘・育成するための事業」だと述べられてきた。

したがって「本制度では、既存技術や知識の実用化に向けた工夫等、応用研究や開発は対象とはなりません」と断りを述べるとともに基礎研究、基礎原理を強調しながらも「真理の探究のみを目

学術会議法人化法案阻止の緊急の取り組みを行います p.5 と p.10 をご覧ください



的とした純粋な学術研究も本制度で望んでいるものではありません」と釘を刺す。では「革新性を有するアイディアに基づき、科学技術領域の限界を広げるような基礎研究」とは何を指すのかである。

「基礎原理に根差す新たな発想や、基礎原理に立 ち返って本質の探究を行うことにより、新領域の 開拓や新たな波及効果等が期待できる、革新的な 目的指向の基礎研究が望まれています」と基礎原 理を振り回しながら結局「革新的な目的志向の基 礎研究」だとする。つまり「革新的」な目的志向の、 毎回公募で提案される「研究テーマ」が「目的志向 の基礎研究」だというのである。それには軍事研 究への応用ではない、あたかも民生用研究を思わ せる「基礎研究」がテーマごとにつけられるよう になったのである。そして、「本制度では研究成果 が広く民生分野においても活用され、あるいは学 術的な研究が深められ、更に科学的・技術的に発 展していくことを期待しています」とあり「民生 分野においても活用され(下線筆者)」と問わず語 りに、軍事分野での活用が前提になっていること を吐露している。

「学術的な研究が深められ、更に科学的・技術 的に発展していくことを期待」するという美辞麗 句は「純粋な学術研究」も望まないとする断りと ちぐはぐな印象を与える。

3. 推進制度の予算的枠組みと軍事研究

本年度の防衛予算の費目では「研究開発費約 6.387 億円」で大半が兵器開発に向けられている が、「研究開発」の部では「技術の差が戦いの勝敗 を決することから、将来の技術的優位を確保し、 他国に先駆け先進的な能力を実現するため、民生 分野の先端技術を幅広く取り込むとともに、関係 府省のプロジェクトと連携しつつ、防衛用途に直 結し得る技術を対象に重点的投資に加え未知の技 術領域に対して果敢に挑戦することにより、将来 の新たな戦い方を創出する防衛イノベーションを 実現する」ために「防衛イノベーションや画期的 な装備品等を生み出す機能の抜本的強化」 きょうとし てこの推進制度はこの抜本的強化の枠組みの中に 位置づけられている。公募要領では装備品等の開 発をするものではないとしていたことと全く異な った位置づけがなされており、「より応募しやすい 制度となるよう、これまでの委託費に加え補助金 を新設」したという。同じ研究開発費目の中にブ レークスルー研究(201 億円)があり「チャレンジ ングな目標にリスクを取って果敢に挑戦し、将来 の戦い方を大きく変える機能・技術をスピード重 視で創出していく」とし、加えて「先進技術の橋渡

し研究(175 億円)があり「民生分野や政府の科学 技術投資で得られた研究の成果等の中から、革新 的な装備品の研究開発に資する有望な先進技術を 育成し、防衛用途に取り込むための先進技術の橋 渡し研究を強力に推進」するという。これまでも、 そして昨年のニュースレターNo.86、87 でも、い や推進制度開始以来この推進制度は軍事研究だと 論じられてきた。第1図は No.87 でも掲載された 図だが、文字が読み取りにくかったので筆者が書 き加えたもので再掲することにした。これには「目 指すべき将来像を実現するための手法」として「防 衛省・自衛隊が必要とする機能・装備を「創る」こ と、戦略的な視点で技術を「育てる」こと、様々な 科学技術について「知る」ことが必要である。これ らの取組を、防衛省内のみならず、関係府省庁、研 究機関、企業、大学等と共に、技術の保全を意識し つつ、シナジーを生み出しながら、無理なく持続 的、自律的に連携し、共に成長を続けられる環境 と仕組みを構築していく」
^{註3}という。

4. 推進制度は防衛イノベーション科学技術研究所(DISTI)所属

昨年のニュースレターNo.91 で触れた DISTI だが今年度から推進制度がこの研究所の傘下に入った。DISTI の機能について防衛装備庁技術戦略部長の松本恭典氏は前の図と同様だが、下記の第2図^{註4)}を掲げながら、先進的民生技術の取り込みが早期装備化につながるとしている。この図の左上に伸びていく赤色の曲線は強い民生目的で成熟度

が高いが青色の楕円でかこまれた技術は実証型ブレークスルー研究に取り込まれ装備化につながるという。結局、民生用でも装備化にトラップされてしまうことがあるのである。

おわりに

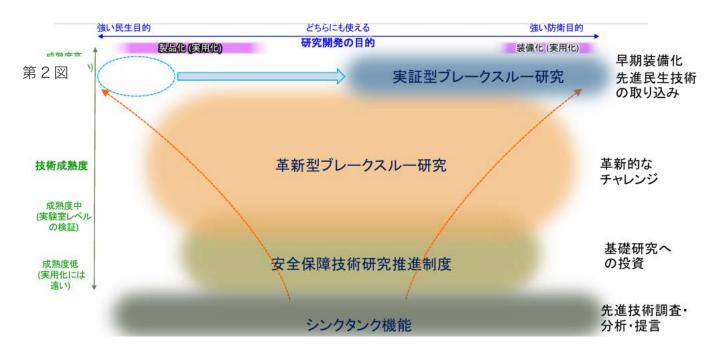
先進的・革新的な研究はいうまでもなく防衛装備庁が求めないピュアな基礎研究から生まれてくることが多い。いわば目的的研究、課題解決型研究からは生まれにくいことを承知で、それは求めず、ピュアな基礎研究が行われている現場である大学・国立研究機関の成果だけは吸い上げるシステムを作ろうとしているといっても過言ではない。この DARPA 型研究所は米国の国防イノベーションユニット (DIU) の東京事務所を受け入れ、DIUの方式を取り入れ、共同して革新的研究に邁進することが予想される。安全保障技術研究推進制度がこの図の中では明瞭に革新的なチャレンジに繋がる成果が期待されているのである。

註 1) SBIR 制度(中小企業技術革新制度:

Small/Startup Business Innovation Research) 註2)「防衛力抜本的強化の進捗と予算」令和7年度 予算案の概要

註3)「防衛庁技術指 2023―将来にわたり、技術で 我が国を守りぬくために一」(防衛装備庁)

註4)「防衛イノベーション科学技術研究所の創設~「日本版DARPA」(?)の目指すところ~」 2024.11、防衛装備庁技術戦略部長 松本恭典



緊急声明 「日本学術会議法案」の撤回を求める

独立・平和・公開のアカデミーを完全に消滅させる新法案!

この歴史的暴挙を許すな! 学術会議もその共犯者になるな! 直ちに臨時総会を開け! 2025年3月10日

軍学共同反対連絡会共同代表 赤井純治 大野義一朗 多羅尾光徳 事務局長 小寺隆幸

政府は3月7日、現行日本学術会議法を廃止して2026年10月に新たな法人としての「日本学術会議」を設立する「日本学術会議法案」を閣議決定し、国会へ上程した。それは「学術会議の独立性を高めるため」(有識者懇談会最終報告)という偽りの装いさえも脱ぎ捨て、法人化された日本学術会議への政権によるコントロールを著しく強化するものである。ここに、日本のアカデミーは死を迎える。

現行日本学術会議法は第三条で「日本学術会議は独立して職務を行う」と定め、学術会議が政府の介入を受けることなく学術的立場で活動し発信することを保障してきた。だが新法案にはどこにも「独立」という言葉はない。第2条2で、国は法律の運用に当たって「運営における自主性及び自律性に常に配慮しなければならない」と書かれていることをもって「独立」が保たれるとするが、これは誤りである。この条文は、次に見るように政府の統制下に置くことを前提に「配慮」すると言っているにすぎない。

また、現行法では前文にある「平和」という言葉 も、新法案では抹消された。

そのうえで、「最終報告」に記された何重もの縛りは、よりグロテスクな形で法制化されている。

- ① 総理大臣任命の監事は業務全体を監査し(19条)、 不正や不当な事実があれば総理大臣に報告し、 総理大臣は事務所に立ち入り検査することが でき (49条)、検査を拒めば過料に処す (57条)。
- ② 内閣府に置かれ総理大臣が任命する日本学術会議評価委員会は、自己点検評価や中期的な活動計画について評価し意見を述べる(51条)。そして自己点検評価書の未提出や虚偽の記載は過料に処す(57条)。【註 51条では、学術についてと共に、「産業における研究成果の活用状況又は組織の経営に関し経験と識見を有するものから」と明記され、経団連役員らを含むことを想定している。】
- ③ 6年ごとに、業務に関する目標ととるべき措置、 業務運営及び財務内容の改善に関する目標と とるべき措置、予算、内閣府令で定める会議の 活動に関する事項について、評価委員会の意見

を聴いた上で中期的な活動計画を作成 (42 条)。 その中期的な活動計画に基づき毎年度 「年度計画」を公表 (43 条) し、終了後は「自己点検評価書」を日本学術会議評価委員会に提出し公表する (44 条)。

- ④ 会長が会員以外から任命する運営助言委員会は、総会の議案の作成および会長の職務に関し会長に意見を述べる(27条)。【註 27条には上記②51条と同じ文章が書かれ、財界が学術会議の運営に公的に関わることになる。総会議案さえ会員が自由に決められなくなるのは異常である。】
- ⑤ 総会が会員以外から選任する選定助言委員会は、選定方針の案の作成に関し意見を述べる (26条)。【註 26条は産業における経験と識見を有するものからも選ぶとされ、財界が会員選考に関与する。】
- ⑥ 役員・会員は、任務を怠ったときは損害を賠償 する責任を負う。この責任は総理大臣の承認が なければ免除できない(33条)。
- ⑦ 役員、会員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする (34条)。秘密を漏らした者は一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する (55条)。【註 米国アカデミーには秘密保持規定はあるが退職後も縛ることはありえない。】
- ⑧ 総理大臣は業務、資産、債務の状況に関し報告をさせ、内閣府職員に事務所に立ち入り検査させることができる(49条)。総理大臣は、役員、会員、職員が、不正行為若しくは法令違反行為をし、またはそのおそれがあるときは、必要な措置を講ずることを求める(50条)。報告せず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を忌避した場合には、罰金(56条)。この中には自己点検評価書の未提出、虚偽の記載も含まれる(57条)。
- ⑨ 来年度発足する際の新たな会員選考については「現会長は、内閣総理大臣が指定するものと協議し候補者選考委員を任命する」(附則第6条)。

【註 総理大臣を長とする総合科学技術・イノベーション会議の議員を想定している。結局総理大臣が認める人物のみが選考委員となり、新たな会員候補

を選定する。】さらに「内閣総理大臣は設立委員を命じ会議の設立に関する事務を処理させる」 (附則第9条)。【法人としての「日本学術会議」は設立時点で完全に総理大臣の統制下に置かれる。】

このように処罰を振りかざして、計画作成、運営、会員選考、評価などすべてを強権的に統制する。しかも法人としての最初の会員を総理大臣が認める選考委員が選ぶことは、菅総理が犯した任命拒否という恣意的なパージを制度化し、選考の時点で政府の意に沿わない人物を排除するためである。そして新法人の最初の会員に政府の意に沿う学者や企業の研究者が多く選ばれれば、それ以降はコ・オプテーション方式でも政府に忖度する学者が選ばれると考えているに違いない。

また、秘密保持条項は現行法にはない。ただ会員が非常勤の特別職国家公務員であることから国家公務員法の守秘義務規定が準用されてきたにすぎない。法人化で公務員ではなくなるにもかかわらずあえて法律に書きこみ、学術会議会員に罰則付き守秘義務を課すことは、公開が原則である学術の論理にはそぐわない。この秘密保持規定は今後、学術を軍事研究に動員するために多用されかねない。

こうして活動を事細かに規制し、「虚偽」と政府 が恣意的に判断すれば処罰しうる制度は学術会議 の独立性を否定するものに他ならない。学術にと って必須の公開性の原則も侵される。それを今強行するのは、「安全保障分野において積極的に活用するため、広くアカデミアを含む最先端の研究者の参画促進に取り組む」(2022年制定国家安全保障戦略)ために、創設以来一貫して軍事研究反対を掲げてきた日本学術会議の息の根を止め、学術全体を軍事研究に動員しようとしているからである。

私たちは今、学問の自由と独立を守れるか否かの歴史的分岐点に立っている。しかし学術会議執行部はこの法案が明らかになった今も、「撤回を求める」という声をあげていない。それでは「科学者の内外に対する代表機関」としての責任の放棄、否、この歴史的な暴挙への「共犯者」ともなりかねないことを、知るべきである。この問題は会員だけではなく、すべての科学者に関わり、将来の日本の学術の在り方を左右する。歴史が示すように、次には市民社会に及ぶ。学術会議執行部は逡巡を捨て、日本の学術を守るという原点に立ち返るべきである。早急に、学術会議会員、連携会員、学協会などの意見を集約し、臨時総会を開催し、日本の学術界の総意を確立し、政府と国民に示すべきである。

少数与党の国会において、学術会議が毅然とした姿勢を示せば、そして市民社会の大きな声と共鳴すれば、撤回に追い込むことができる。

軍学共同反対連絡会は、「日本学術会議法案」の 撤回のために全力を尽くす。 以上

4月14日学術会議総会 学術を権力介入から守る"人間の鎖"を



4月14・15日に日本学術会議会館で定期総会が開かれ、法案に対する学術会議の意思が決定されます。法制化に抗議し学術会議を激励するために、スタンディングと人間の鎖にお集まりください。

14 日朝9時東京メトロ乃木坂駅5番 出口階段上集合。プラカード持参歓迎。10 時まで。その後希望者は総会を傍聴。15日 も9時からスタンディングを行います。

【主催】日本学術会議の「特殊法人」化に反対するオンライン署名呼びかけ団体(順不同、現在 16 団体)大学の危機をのりこえ、明日を拓くフォーラム/学術会議会員の任命拒否理由の情報公開を求める弁護団/立憲デモクラシーの会/「稼げる大学」法の廃止を求める大学横断ネットワーク/軍学共同反対連絡会/学問と表現の自由を守る会/安全保障関連法に反対する学者の会/日本戦没学生記念会(わだつみ会)/許すな!「日の丸・君が代」強制、止めよう!改憲・教育破壊 全国ネットワーク/日本科学者会議/大阪歴史教育者協議会/教育科学研究会常任委員会/改憲問題対策法律家 6 団体連絡会/安保体制打破新劇人会議/日本学術会議の任命拒否の撤回を求める中野区民の会/日本民主法律家協会

★総会は会場でもオンラインでも傍聴できます。希望される方は前日までに日本学術会議 HP トップの「その他の情報」の会議開催案内から傍聴登録をしてください。登録受付は 2,3 日前からです。

【HUAG第 43 回学習会 (オンライン):報告】

日本学術会議76年の歴史に幕か?

ー学術・研究分野を政権の具にする法案に断固反対の声を広げようー

主催:北海道の大学・高専関係者有志アピールの会(HUAG)

1. はじめに

2020 年、菅内閣の下で日本学術会議会員候補6名の任命拒否がなされて以来、私達、北海道の大学・高専関係者有志アピールの会(HUAG)は他の民主的運動組織と協力して講演会や学習会を開催し、学問の自由と学術研究の独立を否定する日本政府の姿勢に反対してきた。昨年(2024年)末の「日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会」(以下「有識者懇」)の最終答申「世界最高のナショナルアカデミーを目指して」が発表され、学術会議の法人化への動きが具体化してくる中で、日本学術会議法人化反対の署名活動、声明文の作成・提出などを行ってきた。学術会議の重要性、課題や役割、取り巻く状況についてさらに理解と認識を深めるための学習会を企画した。

3月15日(土)19時から、大学フォーラム事務局長・井原 聰さん(東北大学名誉教授)をお招きし、表記タイトルでオンライン学習会を開催した。オンラインでの参加申し込みの呼びかけを行い、全国、北海道内から28団体40数名の申し込みを頂いた。

学習会は司会進行を姉崎洋一 HUAG 共同代表が務め、開会あいさつと、講師紹介のあと、講演が始まった。あらかじめ講演要綱パワーポイントを参加申込みされた方に配布し、当日はそのパワーポイントを見ながら話を伺った。

2. 講演要旨と質疑

2-1. 今の状況

日本学術会議を廃止して新たな日本学術会議を設置する法人化案が3月7日に閣議決定、今通常国会に提出された。それに対し、大学フォーラムなどが「Change Org」を通じて進めている「日本学術会議法人化反対」オンライン署名が、3月13日に開催された院内集会・記者会見の時点で22,792筆となり、それが内閣府に提出された。また、学術組織や各種団体からの声明などが32件発表されていることが報告された。

2-2. 法人化案

タンクとなってしまう。

政府が進める日本学術会議法人化案は当初の 「法人化」から「独法化」、そして「特殊法人化」 へと変遷した。閣議決定法案は全 58 条、付則 40 条からなる。総務省のホームページでは、「特殊法 人」は『政府が必要な事業を行おうとする際、その 業務の性質が企業的経営になじむものであり、こ れを通常の行政機関に担当させても、各種の制度 上の制約から能率的な経営を期待できないとき等 において、主務大臣がその監督を行うとともに、 その他の面では、できる限り経営の自主性と弾力 性を認めて能率的経営を行わせようとするため、 特別の法律によって法人を設ける場合があります』 とある。既に、内閣府は「沖縄振興開発金融公庫」、 「沖縄科学技術大学院大学学園」を所管しており、 「学術会議」が3つ目の特殊法人となる。前2つ の特殊法人法条項には「職員、委員は秘密を漏ら し、又は盗用してはならない義務があり、それに 反する場合は罰則適用される」ことが記されてい る。このような特殊法人化された学術会議は、も はや日本の科学アカデミーでなく、政府のシンク

特殊法人化された学術会議の組織についても多 くの問題がある。学術会議組織外にある内閣総理 大臣は、会員外から2名の監事を置き、不正行為 の恐れがある場合や会議の業務監査の報告を受け ると共に、内閣府直属の学術会議評価委員会を設 置し、中期活動報告を評価する。学術会議組織に ついては、会長・副会長が指名する役員会以外に、 会員外から任命される委員で構成し、会長の職務 に対して意見を述べることが出来る運営助言委員 会が置かれる。また、250名からなる会員選挙に ついては、学術会議総会が会員外から選任する選 定助言委員会が定める選定方針に基づいて、会員 から選任された会員候補者選定委員会および分野 別業績審査会で会員候補者を選定する。会員に対 しては「秘密を洩らしたとき一年以下の拘禁刑又 は五十万円以下の罰金」が科せられるとされ、「業 務の報告をせず、虚偽報告に二十万円以下の罰金」とあり、学問の自由が著しく侵されるものとなっている。さらに、学術会議の「予算は国が補助することが出来る」となっており、「6年分の活動計画の策定と年度ごとの実績評価義務」を負わされるとある。

2-3. ここに至る経過

日本学術会議が廃止され新たな特殊法人学術会議に改変される事態に直面しているが、これまでも「学術会議の歴史は順風満帆ではなかった」。

アカデミアとして 1948 年に設立された日本学 術会議は 1949 年総理府所管となり、1984 年会員の公選制が学会推薦制となった。そして 2001 年総務省所管となり、さらに 2005 年内閣府所管に移ると共に会員の選任も学術会議推薦方式に変更された。それにもかかわらず、2020 年 9 月、当時の菅首相は 6 名の学術会議会員候補者の任命拒否を行ない、12 月には「自由民主党 政務調査会 内閣第二部会 政策決定におけるアカデミアの役割に関する検討プロジェクトチーム」が発足して、「日本学術会議の改革に向けた提言」が発表された。

一方、学術会議の提言をよりよく行政に反映さ せるために科学技術行政会議が設立されたが、政 府を批判する学術会議をきらって、この会議は徹 底的に軽視され、1956年科学技術庁の設置、さら には 1959 年の科学技術会議の発足にともない廃 止された。これらは、2001年に内閣府におかれた 総合科学技術会議に引き継がれ、2014年5月発 足の総合科学技術・イノベーション会議(CSTI) へと繋がる。この流れの中、科学政策大綱(1992)、 科学技術基本法(1995)、第1期科学技術基本計 画(1996)が策定・制定され、近年では首相や防 衛大臣を含めた閣僚がメンバーとなる CSTI で産 官学軍複合体の構築の流れが作られてきた。この ようなテクノクラート体制が強化される中、政権 から独立し、学問の論理で活動する学術会議は敵 視され、任命拒否や特殊法人化などへの動きが強 められている。

2-4. まとめ

日本国憲法 23 条において、「学問の自由は、これを保障する」とある。この根幹の内容は、①学問研究の自由、②研究成果発表の自由、③教授の自由(教育の自由)、④大学の自治であり、「学問の自由」は、学術会議の独立性・自立性、科学コミュニティに不可欠である。科学が政治に従属されるこ

とはガリレオの時代を想起させるものである。

6 人の会員候補の任命拒否にはじまる学術会議、 その特殊法人化の担当大臣は、2020 年 9 月井上 信治内閣府特命担当大臣(科学技術政策)、2021 年 10 月小林鷹之内閣府特命担当大臣(科学技術 政策)のあと、2023 年 9 月松村祥史内閣府特命 担当大臣、2024 年 10 月からの坂井学内閣府特 命担当大臣は共に防災・海洋政策担当であり、科 学技術政策担当大臣ではない。しかもこの 2 人は 共に国家公安委員会委員長を兼務している。

2024年12月に出された有識者懇の「提言」に対して、日本学術会議は「5 要件が満たされることが不可欠」であるとの公式見解を発表した。「5 要件」とは、①学術的に国を代表する機関としての地位、②そのための公的資格の付与、③国家財政支出による安定した財政基盤、④活動面での政府からの独立、⑤会員選考における自主性・独立性、である。

3. 質疑と参加者からの感想

3-1. 質疑

- (問) 今回の法案の中には、特殊法人という言葉 がないが、特殊法人と見なしていいのか。
- (答)法律の専門家ではないけれど、法律の構え が特殊法人そのものだと思う。
- (問) 財源の問題で、5 条に資本金という表現があり、政府からの追加支出することできるとあるが、現在の全額支出と異なり、支出しないということもあり得るということか。
- (答)資本金はまさに特殊法人のポイント。いい 事業にはお金を出すが、そうでない時には出さな い。明らかに予算で活動をコントロールするもの だ。
- (問)55条に「秘密の漏洩に対して一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金を科す」とあり、「拘禁・逮捕」など学術会議のあり方を変えてしまうことについてどう考えるか。
- (答)現在も職員、会員は公務員法に基づいて処罰や罰則がなされるが、ここに更にこう明記されていることが重要だ。このように書かねばならない背景に、重大なセキュリティと関わる事業に携わることが考えられる。
- (問)政府以外の各野党のこれに対する姿勢・対応は? また各政党に対する働きかけについて。
- (答)まだ、この法案に対する野党(立憲)の見解 が決まっていない中で、各議員が個人的判断で活 動している。れいわ新撰組ははっきり法案反対の

立場、維新はだめだが国民民主には反対してくれる人がいる。現在、ロビー活動を進めている。

- (問)「幹事」や「評価委員会」の性格やあり方な ど、何が最終的な争点になるか。
- (答)問題のポイントを明確にしていくために、 条文の徹底した検討を行う研究会を持つ予定。
- (問)有識者懇の議論とこの度の法案との違いがあるか。
- (答)今回の法案を見て有識者懇のメンバーには びっくりしている人もいるのではないか。
- (問)工学系の中には現在の学術会議に批判的な研究者層がいる。今後の会員選出でそういう意見の人が選ばれる可能性があるか。
- (答)条文の中に「社会的課題に関心のある部分の参加」という表現が度々出てくるので、「社会的課題解決」型の研究者が選ばれる可能性が大きくなる。また、学術会議外の人が選定に関わる可能性があり、偏った人選になる可能性がある。

3-2.参加者からの感想

参加者からの感想では、「タイムリーで、多くの 北海道の方も参加されてよい会になった。学術会 議の歴史をアカデミアとテクノクラートの両面か らとらえたところはとても重要だと思った。法人 化された学術会議で工学部や医学部などのテクノ クラート的な人が中心になり、さらに企業の研究 者も大幅に増えたときに、学術会議自体が内部か ら変質し、監事や評価委員会が口を出す必要もな くなり、最終報告が描いた未来の学術会議の在り 方がそういう形で完成すると、恐ろしいものにな る。大学の現役の研究者も交えたこのような研究 会は本当に貴重で、ぜひこれからも、学術会議について取り上げて欲しい」。

「時宜にかなった学習会を企画して頂いた。学術会議の設立の趣旨や果たしてきた (果たすべき)役割を全部ひっくり返して政権によってコントロールされる新しい特殊法人を設立しようとする乱暴な法案で、廃案に追い込むしかないと強く思った。特殊法人化されて、学者が政権に忖度してものを言わない社会とはどんな社会なのか、戦争する国づくりの一環ではないかということを訴えていく必要がある」とあった。

4. これからの取り組み

ご講演いただいた井原 聰・大学フォーラム事務 局長には深く感謝いたします。今回の学習会の成 果に基づいて、今後、大学フォーラムなどがすす めるオンライン反対署名の推進、日本学術会議北 海道地区会議運営協議会、各政党道組織などへの 要請、情報交換会、学習会などの開催、共同の街頭 宣伝行動などを行い、世論喚起を進めていく予定 である。

当会は「声明」"日本学術会議の『特殊法人』化一〈学問の自由の終わりの始まり〉一に反対し、『日本学術会議法案』の撤回を求める"を3月17日午後、道政記者クラブで記者発表し、内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣、衆・参両院議長、各政党本部、日本学術会議へ「声明」を郵送した。概要は軍学共同反対連絡会のメーリングリスト(2025年3月18日付)で連絡会事務局よりご紹介いただいた。ありがとうございました。

(2025年4月3日記)

2月24日、軍学共同反対連絡会第4回総会を行いました

総会はオンラインで開催し27名の会員が参加されました。この間の活動報告、会計報告をご承認いただき、当面の活動方針、「顧問」新設に伴う申し合わせ事項の改訂、共同代表の交代と新役員体制について討議し決定していただきました。その後、各地の会員から地域の取り組みが紹介され交流できました。

【当面の活動方針】

- 1 防衛装備庁の安全保障技術研究推進制度の来年度応募要領の分析を行い、批判していくとともに、各大学で応募しない、させない取り組みを強める。また、既に採択され研究に取り組んでいる大学への抗議と撤回の申し入れも粘り強く行っていく。
- 2大軍拡に伴う経済安全保障のK-プログラム、防衛省の防衛イノベーション科学技術研究所等の動向を注視し、問題点をニュースレターなどで明らかにしていく。
- 3学術の軍事動員を進めるための学術体制改革や大学政策に反対する。学術会議法人化に反対する。
- 4 戦時中の軍学共同についての認識を深め、研究者らに伝えていく。
- 5海外の軍学共同の動きを注視する。
- 6若い研究者や学生が軍学共同の問題点をわかりやすく学べるようなパンフレット・チラシを作成する。
- 7政権の科学技術政策・大学政策を分析・批判し、文教予算や大学助成の増額を求める運動と連携する。

軍学共同反対連絡会共同代表交代のお知らせ

軍学共同反対連絡会の創設以来共同代表として会に多大な貢献をされてきた池内了名古屋大学名誉教授と野田隆三郎岡山大学名誉教授が退任され、顧問に就かれました。長い間の活動に心から感謝します。今後も折にふれてご発言していただくことを期待しています。

後任として、赤井純治(新潟大学名誉教授)と多羅尾光徳(東京農工大学)が就かれることになりました。2月24日の総会で、共同代表は、引き続き務める大野義一朗(北海道立天売島診療所長)とあわせて3名となることが承認されました。

共同代表を引き受けるにあたって

新潟大学 名誉教授 赤井純治

池内了先生、野田隆三郎先生が退任されるということで、共同代表をひきうけることになりました。お二人に比べて、分不相応なことは十分、自覚しています。が、このままではこの連絡会の形が整わないという特別事情で、短期間という条件で、引き受けました。共同代表の数をもう少し多くしてはどうかというのが私の希望です。

なぜ、この分不相応の私が引き受けたかといいますと、それは、この連絡会が今の政治状況の中で、極めて重要で、なくしてはならないという思いが強いからです。つまり、今大軍拡が進む中で軍学共同が広がってきています、さらに学術全般の危機も。これに対してきちんと且つ機敏に発信できるところとしては、この連絡会を除いてほどんどないのではということからです。

大学は法人化で抑え込まれてしまって全体に萎 縮、元気もない。国大協は全くダメ、大学の組合も ほとんどこういう問題に反応が弱い、科学者の団 体でしっかりしたところもありますが必ずしも機 敏には対応できてない。この連絡会は、人との繋 がり、人脈でさまざまな学術分野・各界の人と連 携ができ、それによって情報も集まる。またそれ なりに機敏に行動もできている、という点で非常 に貴重な組織だと思っています。いわば軍学共同 反対・学術界の在り方について、日本の良識が結 集する一つの結節点になっているのではないか、 且つ身軽に、機敏に行動もできているという点で 今の情勢の中で非常に貴重な組織だと思います。 これはたとえ、今後もし情勢がさらに悪くなり、 厳しくなって小さな組織になっても存続すべき組 織だと思っています。

これまで、非力ですが、私自身この連絡会の設立時に少しは力を尽くしたかなと思いますし、 2017年の学術会議の声明発出には最大限努力し ました。

その前ですが、明確な軍学共同の発端、防衛装 備庁が大学との共同を進める組織をあらたに設置 するということを、読売新聞にリークしたのが 2014年3月8日です。この日、実は私は午後か ら新潟県上越市で平和の講演する予定があって、 その直前、昼食に入った食堂でこの読売新聞をみ て、これは大変なことになると、講演会で最初の コメントをしたということがありました。その1 カ月後には、呼びかけ人数十人集め、署名活動を スタート、その途中から池内先生にお願いして、 その署名活動の先頭に立ってもらうという経過で した。なぜ、このように反応したのかというと、新 潟大学非核平和宣言を 1988 年に制定したベース があったからです。その関係で、退職後12年経 ちますが、今もまだ平和の講義のごく一部を担当 してやっております。平和教育、若い人をどう育 てるかに一番の関心もあるところです。

ともあれ、共同代表の大野先生、多羅尾先生、事務局長の小寺先生と力をあわせ、また幹事会の皆さんに全面的に依拠してやってゆきたいと思っています。当面は焦眉の課題、学術会議法人化を止めるために、いま全力をあげ取り組んでいるさなかですので、どうぞよろしくお願いいたします。

共同代表就任のごあいさつ

東京農工大学 多羅尾光徳

僭越ながらこのたび、軍学共同反対連絡会の共同代表を務めることになりました。

「安全保障環境の変化」とさえ言えば文句なしに 許されるかのように、軍事費の増額、有事体制の 強化が進められ、軍学共同もその一環として強力 に推進されています。この流れは日本に限らず、 欧州はじめ他国においても同様です。二度の世界 大戦の教訓と、平和・人権・公正を希求する市民社 会の運動を背景に築かれてきた国際秩序が今、大 きな逆流にさらされていると思います。

私の専門分野は微生物学です。なぜそんなやつ が軍学共同反対の運動に関わっているのかといぶ かしく思われる方もおられると思います。もとも とは環境浄化をやりたくてこの道に入りました。 しかし環境汚染・破壊が起こってからそれをどう にかするのではなく、そもそも汚染・破壊しない ことが大前提であり、どうしても汚染・破壊しな ければならないのなら、それによって利益を得た 者に責任をとらせるという、人権と公正を基盤と する社会にしなければならないと考えるに至りま した、公正な社会であってこそ健全な自然環境が 維持され、健全な自然環境が維持されてこそ人び との生存と人権が守られます、社会と自然は相互 に支え合っているのです。この考えは、国連が掲 げる SDGs (持続可能な開発目標) の考え方とも 合致すると考えます.

しかるに現状は、気候変動対策を見ても、温室効果ガスの排出に歴史的な責任を負っている先進工業化国は、発展途上国の気候変動対策への援助を十分に行っているとは言えません。SDGs についても、その達成に必要な資金は不足しています。その一方で、軍備拡張には惜しみなく金が投じられようとしています。ミサイルで気候変動が阻止できるとでも言うのでしょうか。

科学の世界も同様です。SDGs の達成に必要な研究にもっとお金を出さなければならないのに、軍事研究・「安全保障」研究のほうを拡大しようとしています。

こんなゆがんだ社会を少しでもましな社会にしたいと思い、私は軍学共同反対の分野から人権・公正を基盤とする社会をめざす人びとの運動に貢献したいと考えています。

よろしくお願いいたします.



日本学術会議の重要な任務の一つが学術の発展であることは言うまでもありません。しかし、今般提案された「法人化」で発足する(新しい)日本学術会議は、果たして日本の学術の健全な発展に貢献することができるのか、私たちは大いに憂慮するところです。

日本学術会議と連携・協力する関係にある私たち学術関係者(学協会、研究者、大学人等)はそれぞれの立場から、「法人化」法案への深刻な疑念・反対を表明し、学術会議を守ることを訴えると共に、社会全体、国会における議論の深化に寄与することをめざし、院内集会を開催します。

発言者は上記に加え、小澤隆一(民科法律部会理事長)、隠岐さや香(「稼げる大学」法の廃止を求める大学横断ネットワーク)、藤森研(学問と表現の自由を守る会)、浜田盛久(海洋研究開発機構研究員)他です。

軍学共同反対連絡会

共同代表: 赤井純治・大野義一朗・多羅尾光徳

軍学共同反対連絡会ホームページ http://no-military-research.jp/ 軍学共同反対連絡会事務局 メール pokojpeace@gmail.com 小寺